

## 環境影響評価専門部会の会議の公開に関する取扱方針（案）

平成 21 年 7 月 日制定

## （趣旨）

第 1 条 この取扱方針は、環境影響評価専門部会運営要綱（平成 11 年 10 月 7 日制定。以下「運営要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、環境影響評価専門部会（以下「専門部会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

## （会議非公開の手続）

第 2 条 専門部会の会議に出席した委員または専門委員から運営要綱第 7 条第 2 号の場合に該当する旨の発議があった場合は、部会長は専門部会に諮り、出席した委員及び専門委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。

2 会議の途中においても、前項に規定する手続により、専門部会の会議を非公開とすることができるものとする。

## （会議の傍聴）

第 3 条 傍聴人の定員は、概ね 10 人とする。

2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。

3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の 30 分前から開始し、10 分前に締め切るものとする。

## （傍聴人の制限）

第 4 条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

（1）銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

（2）張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

（3）はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）ラジオ、拡声器の類を携帯している者

（5）写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、部会長の許可を受けた者は除く。）

（6）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（7）酒気を帯びていると認められる者

（8）その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

## （傍聴人の遵守事項）

第 5 条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

（1）会議開催中は静粛に傍聴すること。

（2）審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。

（3）談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。

（4）携帯電話、PHS その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。

（5）飲食又は喫煙をしないこと。

（6）みだりに席を離れないこと。

（7）会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。（報道関係者であって、部会長の許可を受けた場合は除く。）

（8）その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

## （会議開催の周知）

第 6 条 専門部会の会議の開催は、運営要綱第 5 条第 1 項の部会長の招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員その他必要な事項を示して周知するものとする。

## （会議資料の公表）

第 7 条 会議の資料、会議の結果及び議事録については、公表するものとする。

## （雑則）

第 8 条 この取扱方針に定めのない事項は、部会長が定める。

## 附 則

この取扱方針は、平成 21 年 月 日より施行する。